

事業所ごみ指定袋運用指導要領

1 趣 旨

排出容器の一つとして事業所ごみ指定袋を導入することにより、事業者の適正排出を初めとする自己処理責任及び分別排出の徹底による事業所ごみの減量・再資源化を図るため、事業所ごみ袋の運用ならびに一般廃棄物収集運搬許可業者の指導に関して必要な事項を定める。

2 対 象

一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）とする。

3 事業所ごみ指定袋についての基本的考え方

- (1) 事業所ごみ指定袋は、排出容器の一つである。
- (2) 事業所ごみ指定袋は、分別に対応して市が規格・運用等を定めるものとする。

4 事業所ごみ袋の規格

別記1「事業所ごみ指定袋仕様書」による。

5 事業所ごみ袋の運用

別記2「事業所ごみ指定袋の運用について」による。

6 許可業者への指導方針

指定袋の製造、品質管理等に十分留意し、円滑な販売を行うよう指導する。

自己処理を行っていない未契約事業所から事業所ごみの処理について相談等がある場合、営業活動を行うよう指導する。

附 則

この要領は、平成6年10月1日から施行する。

この要領は、平成23年11月11日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(別記1) 事業所ごみ指定袋仕様書

1 規格・材質

低密度又は高密度のポリエチレン製袋

※有害重金属等人体に有害な成分を含まないこと

2 種類・サイズ

可燃ごみ用

(1) 30ℓ (極小) …横50cm×縦70cm (許容差±30mm)

(2) 45ℓ (小) …横65cm×縦80cm (許容差±50mm)

(3) 70ℓ (中) …横80cm×縦90cm (許容差±50mm)

(4) 90ℓ (大) …横90cm×縦100cm (許容差±50mm)

3 強度 (引っ張り強度)

低密度 縦・横方向170kgf/cm²以上

高密度 縦・横方向300kgf/cm²以上

※袋の素材は、JIS規格Z-1702「包装用ポリエチレンフィルム」より。

※製袋した状態で接合部分は、ごみ袋として十分な強度を保持し、ごみ収集容器としての機能を損なわないこと。

4 厚み

低・高密度とも45ℓ以下は0.025mm以上

低・高密度とも70ℓ以上は0.030mm以上

5 色・透明度

可燃ごみ用 オレンジ (半透明) 着色率2%

半透明とし、内容物が識別できる透明度を有するもの。

6 形態

U字型 (レジ袋の形) 又は普通の袋 (長方形型) とする。

7 体裁・印刷

(1) ①排出事業者名欄、②ごみの種類 (可燃ごみ)、③許可業者番号、④一般廃棄物収集運搬許可業者名、右下に千葉市指定袋、以上を印刷する。

(2) 印字の色は、自由とする。位置及び大きさは別紙に定める。

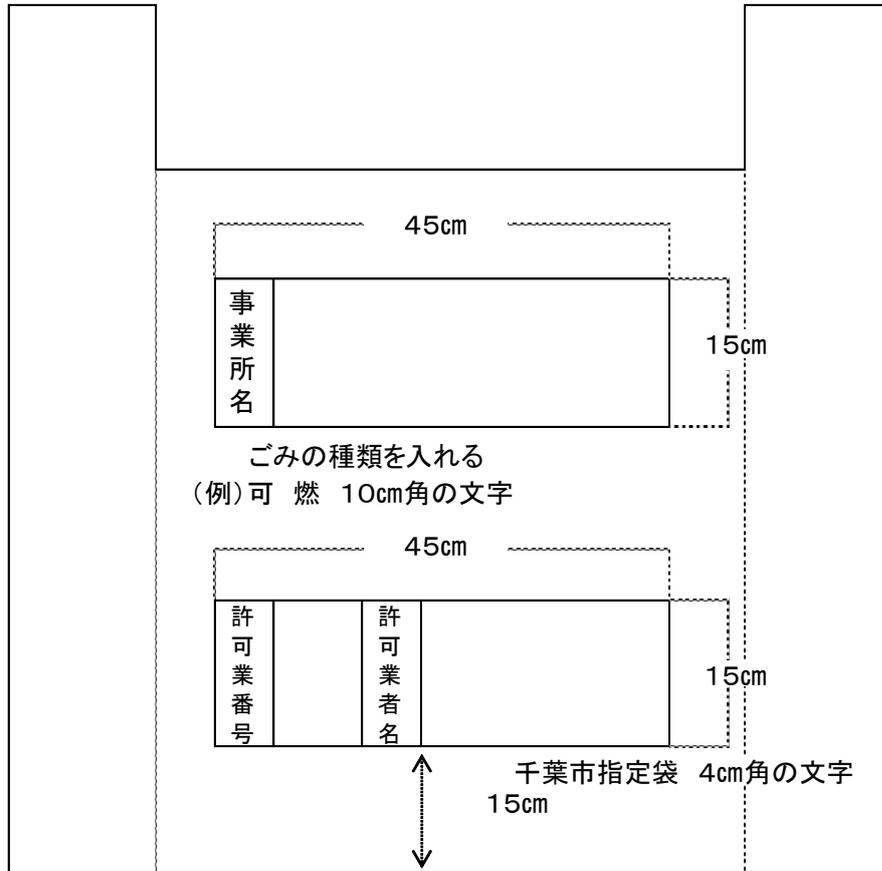
8 その他

この仕様書に定めのない事項等については、必要に応じて協議の上、決定するものとする。

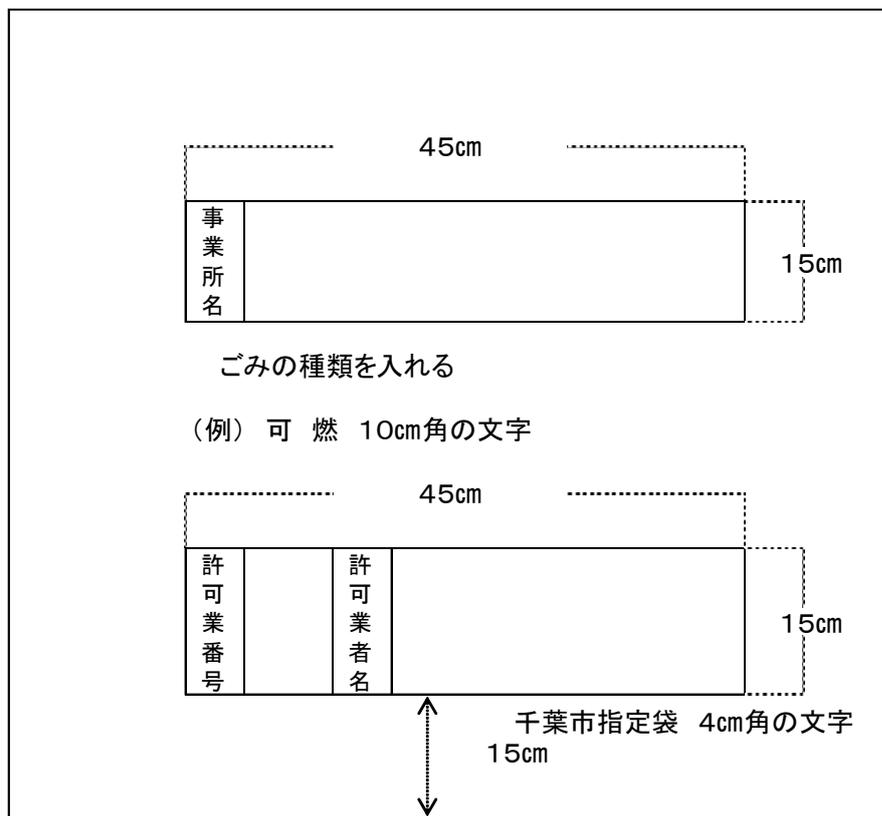
(例: ごみ袋) 45ℓ ・70ℓ ・90ℓ

横

U字型



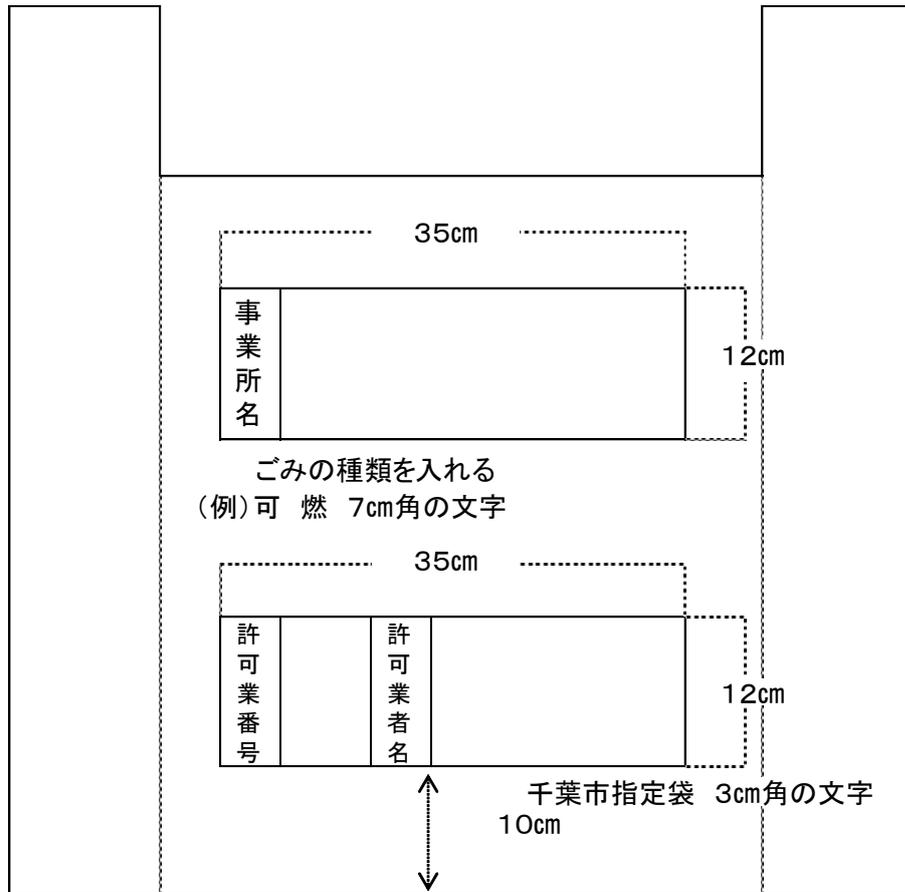
普通の袋



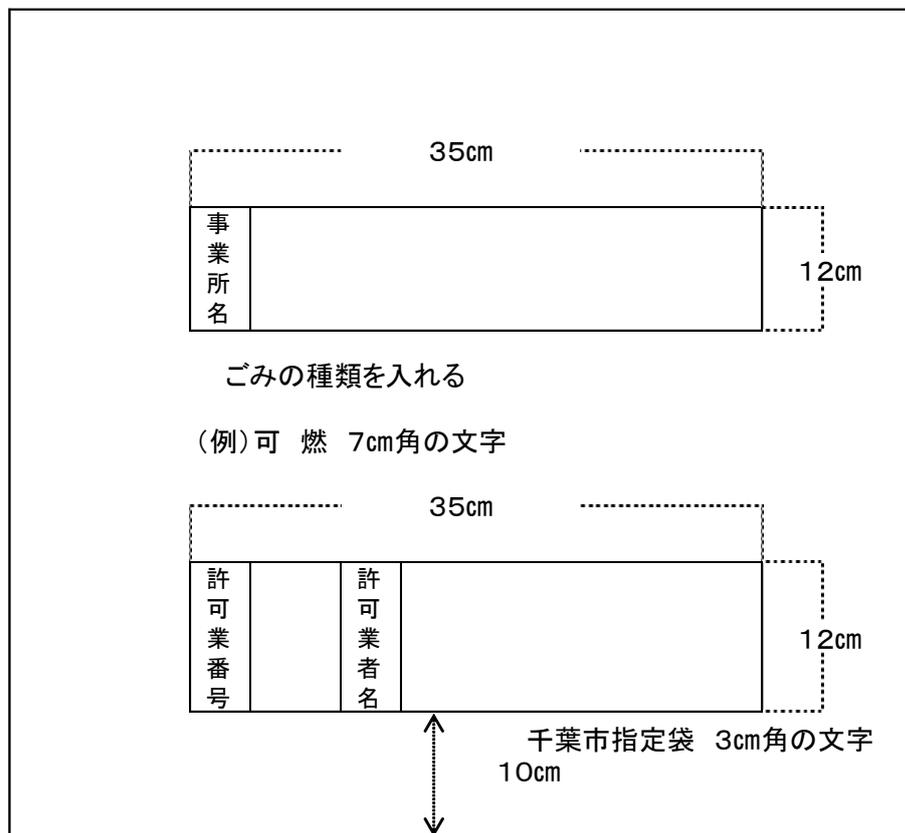
(例: ごみ袋) 30ℓ

横

U字型



普通の袋



(別記2) 事業所ごみ指定袋の運用について

1 導入日

平成6年11月1日

2 指定袋の発注・納入・販売

- (1) 市で定めた仕様書に基づき、許可業者が製袋メーカーもしくは卸業者に直接発注、納入先も許可業者とし市は介入しない。
- (2) 許可業者は自社名及びごみの種類を袋に明記する。(印刷可能)。
- (3) 指定袋は許可業者が直接事業者等へ販売する。
- (4) 許可業者は袋を販売することにより収集の義務を負う。

3 販売価格

- (1) 販売価格は、袋原価及び諸経費に処理基準料金を加算した金額とすることができる。
- (2) 処理基準料金は、条例上の手数料により換算したものをいう。

*処理基準料金(袋一枚あたり)

30ℓ	45ℓ	70ℓ	90ℓ
282 円	423 円	658 円	846 円

※資源物は許可業者により処理ルートが異なるので処理料金を勘案して、販売価格を設定することができる。

4 対象事業所

指定袋の使用は、原則として市内全事業所を対象とする。

5 事業所への指導

(1) 指定袋の使用について

- ア 許可業者は、事業所に対し指定袋による排出を原則とするよう指導する。
- イ 比較的多量に排出する事業所で既に契約のなかでコンパクター方式、反転コンテナ方式及びその他のコンテナ等を使用し、分別の徹底及び適正排出が可能な事業所については例外とする。ただし、資源物などごみの種類によって袋を使用する余地のある場合は、指定袋を使用するよう指導する。

(2) 分別について

ごみの減量・再資源化を図るため、事業所ごみも家庭ごみと同様、分別による排出を事業者徹底させる。

(3) 排出及び収集について

- ア 排出する指定袋には、必ず排出事業所名を明記するよう指導する。
- イ 事業者の排出時間に併せて収集するよう事業者との連携・調整を密接にする。

(例)・排出曜日と時間を決めて、定期的に収集する。

・事業所からの電話により、排出日時と場所を決めて収集する。

ウ 排出・収集地点は、原則として事業所の敷地内もしくは建物内とする。やむを得ず道路上あるいは公共の場所で収集する場合は、管理上支障のない範囲において、環境美化に心掛け特に定時・定点を守るよう留意しなければならない。

6 指定袋の管理について

(1) 許可業者は、指定袋の発注、納入、保管及び販売の各段階において、自ら厳重に管理しなければならない。

(2) 許可業者は、納入され、指定袋として販売する袋が規格（別記1「事業所ごみ指定袋仕様書」）に適合しているかどうか、常に品質管理を行わなければならない。

7 指定袋の検査について

(1) 許可業者は、市が受注業者の発行した「検査報告書」及びその検査報告書に係る袋の提出を求めたときは、これに応じなければならない。この場合、市はその「検査報告書」及び袋を規格に適合しているかどうか検査することができる。

(2) 許可業者は、市が実施した検査の結果、提出した袋が規格に適合していないと判断されたとき、ただちに、その検査報告書に係るすべての袋を廃棄しなければならない。また、検査結果以前に販売した検査報告書に係る袋は、販売した許可業者において回収されなければならない。

8 市処理施設への搬入について

現行どおり従量制で行う。

9 処理ルート確保

分別排出により、原則として資源物の処理ルートを許可業者により確保するものとするが、困難な場合は市と協議し対応する。

10 市への報告等

許可業者は、新規契約事業所月別報告書（別紙）により前月分実績を翌月10日までに報告する。ただし、新規契約事業所及び新規解約事業所、袋の販売実績が存在しない場合はその限りではない。